百々裏話（48）

おもて　あきら

【観世新九郎家伝書の中から（その一）】

一年ほどの間、室町期に成立した音曲道歌の紹介を続けてきたが、まとまったものは手持ちが尽きてしまった。江戸期の道歌についてはあまり意欲がわかないので、音曲道歌については前回で打切りとし、また話題を換えさせていただくことにしたい。

雑誌「観世」の四月号と六月号に、観世新九郎家（観世座小鼓方）の伝書の概要を紹介したが、同家の文書には能楽史料として貴重なものが多い。短いもの若干を選んで翻印または紹介しておきたい。

○観世大夫家と小鼓観世家の関係書付

幕末の観世新九郎豊成筆と認められる小冊子で、大夫と座付囃子方の結びつきが江戸末期に変動していた事を示す好資料である。

観世大夫家之習事相手之義ハ新九郎方ニ限ルト云次第ハ左ニ記候通

一、新九郎家之先祖ハ、中興小鼓之祖宮増弥左衛門親賢也。

一、新九郎血脉之先祖ハ観世大夫先祖観阿弥三代音阿弥七男観世小次郎信光是也。

右小次郎より三代目観世彦右衛門豊次事、宮増家エ聟養子ニ入テ宮増家ヲ相続致、代々相続、当代当観世新九郎ニ候。実事ハ右之通り候事。

一、右小次郎大鼓伝来之家ハ、三代斗ニテ家断絶ニナル。依テ右彦右衛門豊次之孫ヲ以新規ニ家元家ヲ興シ、又三代斗ニテ断絶スル。其後又新九郎家ニテ三男ヲ以願立テ興シタル弟子家ノ家之末ガ、今鍊三郎ニ候。

一、小次郎信光ニ三子アリ。嫡子ハ脇ヲ致シ弥次郎長俊。是四代斗ニテ絶ル。三男ハ弥三郎元供ト云テ大鼓、次男ハ脇ヲ致シ又次郎ト云。

右三家共後絶候ニ付、新九郎家ニテ請持ニナリ、先祖ガ両様ノ事ニ成行シ事也。

扨、観世大夫法名道見ト云ハ、観阿弥ヨリ六代目ニテ大永二年年七十才ニテ果ル。其時次ノ大夫宗節ト云ハ十四才ニテ、外ニ是ヲ取立可申弟子等無之ニ付、弥次郎長俊ガ骨ヲ粉ニシテ右宗節ヲ段々ト教育シテ、ヤウノ〳〵ノ事ニテ観世大夫ノ跡ヲツグ様ニシタテタル也。扨其後無事ニ大夫家代々相続致シ来ル所其後十一代目観世大夫宗玄家督相続之所、習事ハ勿論常之物ニテモ退転同様ノ姿ニ相成、当新九郎家ヨリ、関寺・檜垣・姨捨・木賊等謡舞方迄、其外数しれぬ程相伝致し遣し、方治元年ヨリ寛文元年迄之間ハ別而月詰ニ相伝致遣シ、慥成書詞・神文差越、只今ニ其外ニモ観世大夫ヨリ之神文ハ数多当家ニ共伝有之也。右宗玄、新九郎ニ申而云、如ク此習事等相伝ニアヅカリ懇情ヲ請候上ハ、猶更此上ハ習事軽重ニカヽワラズ相手之儀ハ決而他流小鼓ニテハ致ス間敷、其方斗ニテ相勤可レ申段誓約有レ之、代々申続キ、近代迄ハ大抵クヅレズニ有レ之候。尤、タトヱ太夫ニ相伝致スイタサヌニカヽワラズ、其座ノ太夫ガ習事ヲスル節ニハ、同座ノ家元ガ相勤ムレバコソ其習事ノ位モ有ベケレ。何ノ囃子方ニテモ相手ニシテ太夫ガ勤メタキト思フハ、弁理ヨキヤウナレ共、位ヲチガシ事也。然ルヲ、況恩アル新九郎家ヲサシヲキテ、既ニ道成寺ラン拍子ナドヲ近比幸ノ弟子エツタエテ相手ヲサセテ勤サセルトハ狂気ノサタ也。抑ラン拍子ヲ相伝致シタル初メハ、足利義晴公ヨリ宮増弥左衛門ニ上意有之ニ依テ、七代目観世大夫宗節ヘ相伝致シ、其後代々当家ヨリ観世大夫方エ相伝致ス事ニナリタルナリ。尤、新九郎家祖宮増弥左衛門親賢ハ今春座ノ小鼓ニテ有タル故道成寺抔ハ勿論何ニテモ今春相手ニテ相勤タル事

也。宮増末ニイタリテ観世ノ座ニ入タル也。
又当家ニテ他流ノ習事を余リツトメヌ様ニ成タルハ観世大夫へ習事数多相伝致シタル比以来、新九郎相手斗ニテ相勤他流小鼓ハ相手ニ致間敷ト観世大夫恩儀ヲ以テ申候ニ付、新九郎方ニテ右ノ申条ニ対シテ只自分ノ心ニテ、以来ハ斯被ㇾ申シ方ノ相手斗ヲ致ス様ニ心掛テ、他流ノ所ハ先内心ニテ余リ相手ニナラヌ様ニ致シ、観世大夫ノ心ニモ叶フ様ニ致タル而已ニテ、新九郎方ヨリ観世大夫方へ向ヒ習事他流ノ相手致間敷ト誓約ナドシタル事ハ、ユメ〳〵サラニナシ。サルニ依テ近年ナド、御本丸ヤ尾州様其外ニテモ、カマワズ石橋ナド金剛或ハ喜多ナドノ相手ニテ当新九郎度々勤メタルナリ。観世大夫方ニテハ恩儀アル故ニ習事新九郎家へ対シテ他流ノ小鼓相手ニシマジキト誓約ヲシタリシモノナリ。新九郎方ニテハ、当流小鼓ノ手クバリノ内タトヘ一粒タリ共観世大夫方ヨリ相伝ヲ請タル事、昔ヨリ今ニヲイテ曽而無之候事也。今ノ三十郎ハ恩儀ノ条ヲ知ラヌフリヲシテ、新九郎方ニテタトヘバ宝生ノ習事ヲ勤タリスル時ニハ新九郎誓約ナドヲヤブリデモ致スカノ様思ヒテ、内々腹立シテ、人聞ノ能キ様ナル事斗云フラシテ居ルナリ、依テアラマシ右之通記シ遣シ置候間、御熟見可ㇾ被ㇾ下候。

以上が全容である。「ふれながし御能組」（享保以降の江戸城内での演能の詳細な記録）で調査したところでは、文久元年五月廿五日の御奥御能の石橋が、シテ金剛大夫、小鼓観世新九郎であり、それ以前には新九郎が金剛大夫や喜多の石橋につきあっている例がないから、右に「当新九郎」とあるのは、筆者の観世新九郎豊成に相違なく、非難されている「今の三十郎」は、幕末の観世大夫清孝（三十郎）であろう。末尾の文句からは、誰かに書き送った文書と見られるが、そのつもりで終ってしまった原稿なのかも知れない。

首部の一ツ書の部分は、新九郎家が宮増親賢の芸統と観世信光の血統を引く家柄であることを述べた序的な内容と言い得る。

観世弥次郎長俊が若年の観世大夫元忠（宗節）を教育した事は事実である。観世大夫重清（宗玄）が家督相続の直後、万治元年から寛文元年にかけて、新九郎家から各種の習事を伝授されたと言うのも、重清筆の起請文や伝えた観世元信の書留から確認できる事実である。但し宗玄が習事の小鼓には新九郎家以外の他流を用いないと誓約したという主張には、確証が見あたらない。

しかし、観世大夫と新九郎家との関係が、他座の大夫と座付囃子方の関係以上に密着したものであったことは、ほぼ確実であろう。天和三年三月廿六日に観世新九郎豊重が徳川綱吉の怒りにふれて息子の豊房もろとも追放された事件があったが、これは、綱吉が宝生流をひいきし、宝生大夫の道成寺の相手を新九郎に命じたのを、新九郎が拒否したことに原因があった。観世座の小鼓方の立場を固守し過ぎて上意を損じたわけである。貞享元年に許されたものの、宝生座付に変更され、宝生大夫の相手をせざるを得ない立場に立つことを条件とした赦免であった。観世座に復帰したのは元禄九年、子の豊房の時代である。

そうした歴史があるだけに、年少の観世三十郎清孝が故実を無視した振舞に及ぶことが新九郎豊成にとって不満でならなかったのであろう。文中に「幸ノ弟子」云々とあるが、これは新九郎家とともに観世座の座付であった幸清五郎（幸清流）の弟子と思われる。家柄から言うと新九郎家に及びもつかぬ幸清流を引き立てることも、豊成のしゃくの種であったのかも知れない。

表紙の写真―五月例会より　花筐・野村四郎　撮影＝吉越立雄